

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」について（意見募集）

令和8年9月16日

出入国在留管理庁

後期高齢者の割合が急激に高まることに伴う地域における医療ニーズの増大に的確に対応するため、「歯科技工士」及び「言語聴覚士」の資格を有する者が本邦において「医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動」を行うことを可能にすることを目的として、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を改正する省令案を作成いたしました。

つきましては、本件について、下記のとおり広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

意見募集要領

1 意見募集対象

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案

2 意見募集期間

令和8年9月16日（水）～令和8年10月15日（木）（必着）

※ 郵送の場合も、募集期間内の必着とします。

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）内の本案件に係るパブリックコメントのページから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 利用可能なOSやブラウザは、電子政府の総合窓口（e-Gov）に準拠します。御使用の環境から提出できない場合は、下記（２）又は（３）のいずれかの方法により提出願います。

(2) 電子メールの場合

電子メールアドレス：nyukan73@i.moj.go.jp

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURLへのリンクによる御意見は受け付けられません。

※ メールの件名を「パブリックコメント（医療）」としてください。

(3) 郵送の場合

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（医療）」と記載してください。

4 意見の提出上の注意

○ 提出していただく御意見は日本語に限ります。

○ 上記1の意見募集対象に関するもの以外の御意見は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承願います。

○ 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

5 その他

○ 提出された御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

○ 提出された御意見は、氏名、住所、連絡先等の個人情報を除き、また、必要に応じて整理又は要約した上で公表します。

○ 御意見とともに提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件意見募集に関する業務にのみ利用し、それ以外の業務には利用しません。また、当該個人情報は、法令に基づく場合を除き、事前に御本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。